



# 山形県公報

平成29年10月17日（火）  
第2887号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1055
- 同……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1056
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）…1057
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 事業の認定……………（県土利用政策課）…1058
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…1059

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集……………同

## 告 示

### 山形県告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                      | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援（A型）事業所 ピース 大林<br>東根市大林二丁目4番40号<br>大林福祉プラザ | 就労継続支援（A型）  | 34名 | 平成29. 9. 20 |

### 山形県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 就労移行支援事業所 ピース 第II 大林<br>東根市大林二丁目4番40号 大林福祉プラザ | 就 労 移 行 支 援 | 平成29. 9. 20 |

**山形県告示第721号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 合同会社ワークリハサポートアスク<br>山形市大字門伝字礫石1957番地 | 山形のために人のために食堂まるこ<br>山形市若宮二丁目10番1号 1F | 就労継続支援（A型）  | 平成29. 9. 30 |

**山形県告示第722号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アグリコーポレーション  
代表取締役 酒井 正光  
東置賜郡高島町大字竹森740-1
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類     |                                 |            | 変更年月日      |
|----------------------------------|---------------------------------|------------|------------|
| 変更前                              | 変更後                             | 備考         |            |
| 渡辺 賢一<br>東置賜郡高島町大字露藤1709-1<br>玄米 | 同 左                             | 国内産農産物に限る。 | 平成29年10月2日 |
|                                  | 島津 慎吾<br>東置賜郡高島町大字二井宿1984<br>玄米 |            |            |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社おきたま興農舎  
代表取締役 小林 亮  
東置賜郡高島町大字露藤85
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類       |     |            | 変更年月日      |
|------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                | 変更後 | 備考         |            |
| 木村 雅博<br>東置賜郡高島町大字上平柳1995-15<br>玄米 | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年10月2日 |

|  |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
|  | 吉田 仁幸<br>東置賜郡高島町大字上平柳435<br>玄米 |  |
|--|--------------------------------|--|

**山形県告示第723号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 区域及び期間

| 区 域   |                                           | 期 間                          |
|-------|-------------------------------------------|------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                             |                              |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜            | 平成29年12月1日から<br>平成30年3月30日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                          |
| 遊 佐 町 | 吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子                        | 同 上                          |

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から平成29年11月21日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**山形県告示第724号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年10月17日から同月31日まで縦覧に供する。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県道

- 2 路 線 名 大石田畑線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 北村山郡大石田町大字大浦字矢櫃1340番1から<br>同 外山1715番61まで | 旧    | 32.0メートル<br>}<br>16.0 | メートル<br>180 |
| 同 上                                      | 新    | 91.0メートル<br>}<br>16.0 | 同 上         |

### 山形県告示第725号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
山形市
- 2 事業の種類  
山形市立明治小学校敷地保全事業
- 3 起業地  
 (1) 収用の部分 山形市大字灰塚字筒ノ口地内  
 (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由  
 (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
 山形市立明治小学校敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。  
 以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
 本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
 イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
 山形市立明治小学校（以下「明治小学校」という。）は、起業者が設置する小学校であるが、これまで学校施設としてだけでなく、地区の球技大会等の各種スポーツ大会や敬老会等の記念行事で使用しており、また、災害発生時における避難場所としても指定されていることなどから、明治地区の住民（以下「地区住民」という。）にとって必要不可欠な施設である。  
 本件事業は、明治小学校の屋外運動場を保全するための事業であり、起業地は現在借受けているが、借受けに係る契約期間が満了し、期間の更新がなされない場合は、屋外運動場の一部が使えなくなるため、円滑な学校運営や地区住民の活動等に大きく支障をきたすこととなる。  
 本件事業の施行により、学校施設としての本来の機能だけでなく、明治地区における各種記念行事等の開催場所としての機能や、災害発生時における避難場所としての機能など、地区住民にとって重要な機能が将来にわたり安定的に確保されることになるものと認められる。  
 以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
- ロ 本件事業の施行により失われる利益について  
 本件事業は、既設の屋外運動場を保全するための事業であり、新たな屋外運動場建設のための工事等は行われない。  
 よって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。
- ハ 事業計画の合理性について  
 本件事業は、既設の屋外運動場を保全するための事業であり、既設の屋外運動場を利用し、新たな屋外運動場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会

的、技術的及び経済的な面等から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、明治小学校は、学校施設としてだけでなく、明治地区における各種スポーツ大会や記念行事等で使用しており、また、災害発生時には応急的な避難場所となるなど、地区住民のために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第726号

次の開発行為は、完了した。

平成29年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成29年9月21日 指令置総建第35号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第1工区

南陽市宮内字黒木二1095番2、1095番3、1095番6、1095番7の一部、1095番9の一部、1095番10の一部、1102番1の一部、1105番2の一部、1105番3の一部、1105番4の一部、1118番3、1119番3、1095番2地先水の一部、1095番3地先道の一部、字一本杉二1191番2の一部、1191番5の一部、1191番6、1192番2の一部、1194番1の一部、1194番4の一部、1195番、字一本杉三1212番2、1212番11の一部、1212番14の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成29年10月17日

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬

涉

1 招集の日時 平成29年10月19日（木） 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集について
- (3) 平成31年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (4) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について
- (6) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について
- (7) 山形県スポーツ推進審議会委員の委嘱（任命）について